

一時金貸付

郡上市育英奨学資金貸付制度を申請するにあたり、一時金貸付申請で提出が必要となる書類は下記の通りです。なお、証明書類の交付には手数料が必要となる書類もありますので、ご了承ください。申請書類が全て揃い次第、審査→貸付決定→入金手続となります。

提出書類一覧

① 選奨生奨学資金貸付申請書（一時金用）

- ・連帯保証人は独立の生計を営む成年者とし、申請者が未成年者の場合は、連帯保証人のうち1人は親権者又は後見人としてください。

② 選奨生推薦調書

- ・在学中の高等学校等へ発行を申請してください。（有料の場合あり）

③ 住民票の写し（学生本人のもの）

④ 所得を確認できる書類（同一生計で収入のある者、全員分）

- ・お勤めの方で、申請時点で勤務先の事業所から令和4年分の源泉徴収票の交付を受けてない場合は、所得証明書でも可となる場合がありますので、ご相談ください。なお、個人事業主の方は、令和4年分の確定申告書（確定申告前においては令和3年分の確定申告書）の写しを提出してください。

⑤ 納税証明書

- ・市税の滞納が無いことを証明するために必要となります。滞納がある場合は、貸付決定に影響する場合があります。

⑥ 合格通知書の写し

■市の各証明書交付場所及び交付手数料

1) 住民票の写し（1通 300円）

市役所市民課または各振興事務所振興課で交付を申請してください。

2) 所得証明書及び納税証明書（各1通 300円）

市役所税務課または各振興事務所振興課で交付を申請してください。

コンビニ交付



ご不明な点があれば、下記までお気軽にお問合せください。

申請受付期限
令和5年3月31日（金）

〒501-4222

郡上市八幡町島谷207-1 郡上市総合文化センター1階

郡上市教育委員会 教育総務課 奨学金担当

TEL：0575-67-1123（代）